

# 大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）

令和4年4月 1日から  
5年間  
令和9年3月31日まで  
（令和4年3月策定）

大 阪 府

## 目 次

1. 計画策定の目的及び背景.....	1
(1) 目的.....	1
(2) 背景.....	1
2. 管理すべき鳥獣の種類.....	1
3. 計画の期間.....	1
4. 管理が行われるべき区域.....	1
5. 前計画の評価と課題.....	3
(1) 評価.....	3
(2) 課題.....	5
6. 管理の目標.....	8
(1) 農林業被害の軽減.....	8
(2) 森林の下層植生への被害の軽減.....	9
(3) 生息分布域の拡大防止.....	9
7. 数の調整に関する事項.....	9
(1) 個体数管理の施策の考え方.....	9
(2) 個体数管理の施策の目標.....	9
(3) 個体数管理の施策の実施内容.....	13
8. 環境管理に関する事項.....	13
9. 被害防除対策に関する事項.....	14
(1) 被害防除対策の施策の考え方.....	14
(2) 被害防除対策の施策の目標.....	14
(3) 被害防除対策の施策の方法.....	14
10. モニタリング等の調査研究.....	15
11. その他管理のために必要な事項.....	16
(1) 特定計画の実施体制.....	16
(2) 感染症対策及び安全の実施.....	16
(3) 資源としての利用の検討.....	17
(4) 他計画との連携.....	17

## 1. 計画策定の目的及び背景

### (1) 目的

ニホンジカ（以下、「シカ」とする。）による農林業被害の軽減及び人身被害の防止並びにシカの個体数の適正な維持を推進することにより、農林業の健全な発展及び人とシカの永続的な共存を図ることを目的とする。

### (2) 背景

大阪府は、西は大阪湾に面し、北から南は府域面積の約3割を占める北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系の森林に囲まれ、中央部には大阪平野が広がっている。平野部には淀川や大和川が貫通するなど、大阪府はこれらの豊かな自然環境の恩恵を受けながら発展してきた。しかし、都市化の進展や生活様式の変化により、野生鳥獣の中には生息域が縮小し、絶滅が危惧されるものがみられるようになった一方で、生息数の著しい増加や生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等を生じさせ、人とのあつれきが深刻化している鳥獣や自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣も見られる。

シカは、農作物に大きな被害をもたらしており、シカが高密度で生息する区域では下層植生の衰退などの被害も発生している。近年では、今まで生息が確認されていなかった淀川以南地域において隣接府県から進入してきたと思われる個体が目撃され、狩猟等により数頭が捕獲されていることから、今後、定着し生息区域が拡大することにより新たな被害の発生が懸念される。また、シカが市街地等に出没することがあり、道路への飛び出しにより車との衝突事故等も発生している。

大阪府では、平成14年4月に「大阪府シカ保護管理計画」を策定し、その後、平成27年5月の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画」に名称を変更し、シカによる被害への対策を進めてきた。

これまでの取組により平成14年と比べて農林業被害は減少したが、依然として農業被害強度が「大きい」又は「深刻」である地域が存在している。このため、前計画（第4期）に引き続き計画を作成する。なお、本計画は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2に基づき作成するものである。

## 2. 管理すべき鳥獣の種類

本計画の対象とする鳥獣は、大阪府域に生息するニホンジカ (*Cervus nippon*) とする。

## 3. 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4. 管理が行われるべき区域

シカは、主に大阪府の北部地域の山間部及びその周辺の地域で生息が確認されているが、生息が確認されていない市町の市街地等に出没する事例が発生しており、近年では淀川以南の中南部地域（特に南河内・泉州地域）において目撃等の情報があることから、本計画の対象区域は、大阪府全域とする〔図1〕。



## 5. 前計画の評価と課題

### (1) 評価

前計画（第4期）では、『農業被害強度が「大きい」及び「深刻」である地域』をなくすことを管理の目標として対策に取り組んだ。また、目標達成のためには、生息地域での平均生息密度を10頭/km<sup>2</sup>以下に抑える必要があることから、年間の捕獲数の目安を1,400頭とし、それ以上の捕獲に努めることとしてきた。

しかしながら、依然として『農業被害強度が「大きい」及び「深刻」である地域』が存在しており、農業被害金額は同程度で推移している〔図2、3〕。

捕獲活動については、国の交付金事業の活用等により有害捕獲を推進したことにより、有害捕獲の実績は増加したものの、平成30年台風21号による風倒木被害等の影響で平成30年度から令和元年度にかけての活動が制限されたこともあり、第4期における平成29年度から令和2年度の全体の捕獲頭数の年間平均は1,294頭であり、捕獲の目安を下回る結果となった〔図4〕。

推定生息密度は、平成27年度から平成28年度にかけて一旦減少したものの、平成28年度以降は増加傾向となり、令和2年度の推定では11.3~20.6頭/km<sup>2</sup>（中央値：14.9頭/km<sup>2</sup>）と前計画策定時（12.1~20.9頭/km<sup>2</sup>（中央値：15.6頭/km<sup>2</sup>））と同程度となっている〔図5〕。

以上のことから、引き続き捕獲の強化を継続するとともに、適切な防除により被害対策を一層推進していく必要がある。

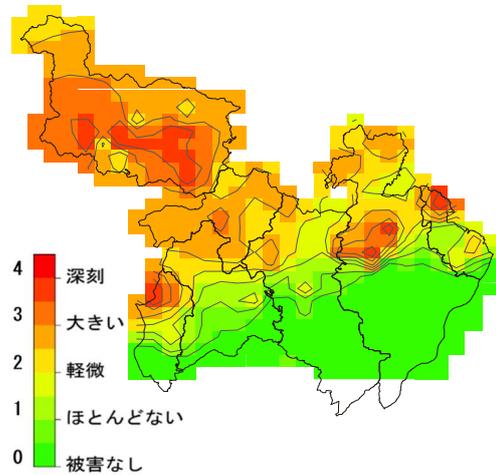


図2 シカによる農業被害強度の分布  
(令和2年度 農業被害アンケートによる)

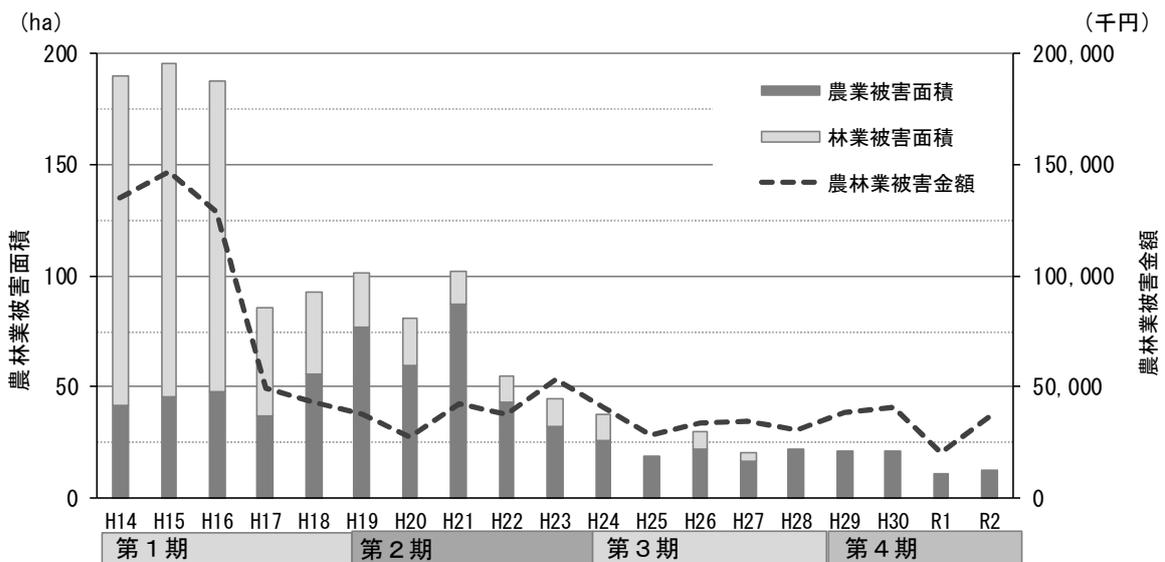


図3 シカによる農林業被害の推移

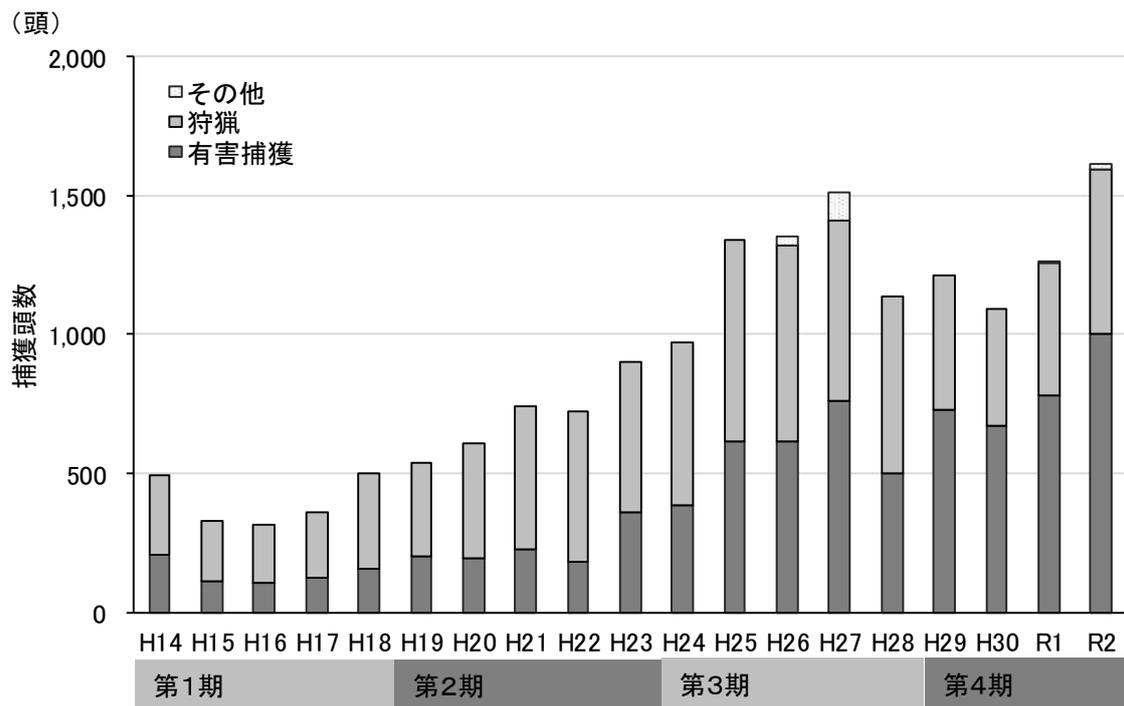


図4 シカの捕獲頭数の推移

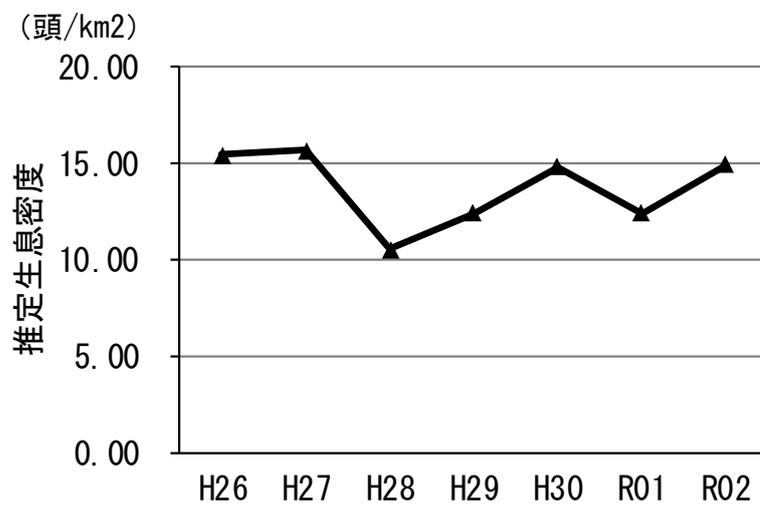


図5 シカの推定生息密度(糞塊除去法による中央値)

## (2)課題

### 1) 個体数管理

有害捕獲を推進し捕獲の強化を図っているが、狩猟等を含めた捕獲頭数の合計は前々計画期間（第3期）と概ね同程度（第3期平均：1,262頭、第4期平成29年度～令和2年度平均：1,294頭）であり、このため、個体数の減少には至っていない〔図4、5〕。

また、近年、本来の生息地でない南河内・泉州地域において、隣接府県から進入してきたと思われる個体の目撃情報等が増加しており、定着等により新たな農業被害等の発生が予見される〔図6〕。しかしながら、当該地域でのシカに対する意識は低い。

さらに、平成28年度に岬町で捕獲された個体から、外来交雑シカ由来の遺伝子が確認されており、遺伝子汚染についても注視していく必要がある。

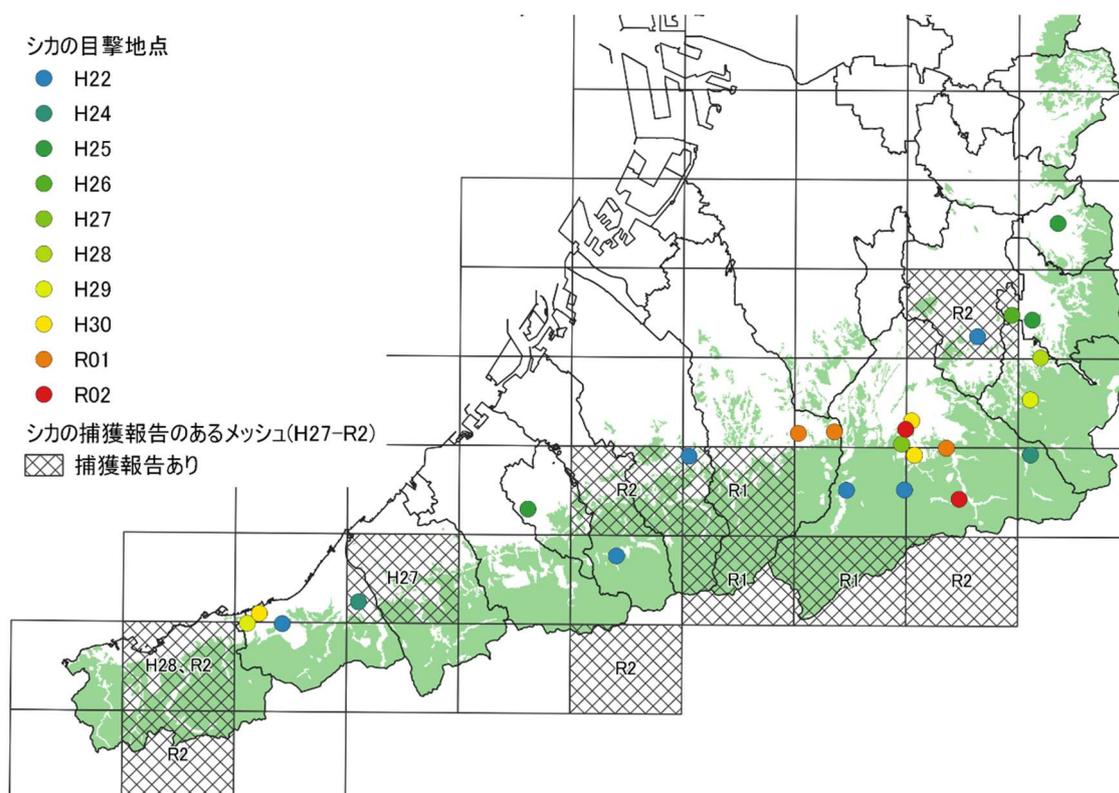


図6 南河内・泉州地域におけるシカの目撃地点及び捕獲状況  
(目撃地点は農業被害アンケート、捕獲情報は狩猟等の捕獲報告による)

### 2) 被害防除対策

農業被害については、平成25年度以降、被害金額はほぼ同程度で推移している一方で、農業被害アンケートにより得られる農業被害強度はやや増加傾向にあり、被害を受けているという感情はやや高まる傾向にある〔図3、7〕。

また、被害対策のため、およそ9割の農家が防護柵（侵入防止柵）を設置している一方で、「防護柵の効果がない」と回答している農家が一定数存在している〔図8、9〕。防護柵は適切な設置・維持管理がなされている場合には、被害防止に相当の効果を発揮するが、適切な設置・維持管理がなされていない箇所が散見されるなど、防護柵設置の効果が十分に発揮されていないのが実情である。

鳥獣被害防止特措法に基づいて市町村が設置することができることとされている鳥獣被害対策実施隊の設置については、府内43市町村のうち2町村の設置にとどまっており、地

域が一体となった被害防除対策をより推進していくため、鳥獣被害対策実施隊の設置に加え狩猟免許未所持者によるわなの見回りなど、捕獲・防除体制を充実させるとともに、適切な防除対策を実施している地域においては、加害個体を狙った捕獲により、効率的な捕獲を推進する必要がある。

森林においては、シカの生息密度が高い地域で食害による下層植生の衰退が進行しており、植生の衰退が大きい地域では、シカの生息密度が低下した場合であっても、元の植生に回復するまでには相当の時間かかる〔図 10、11〕。

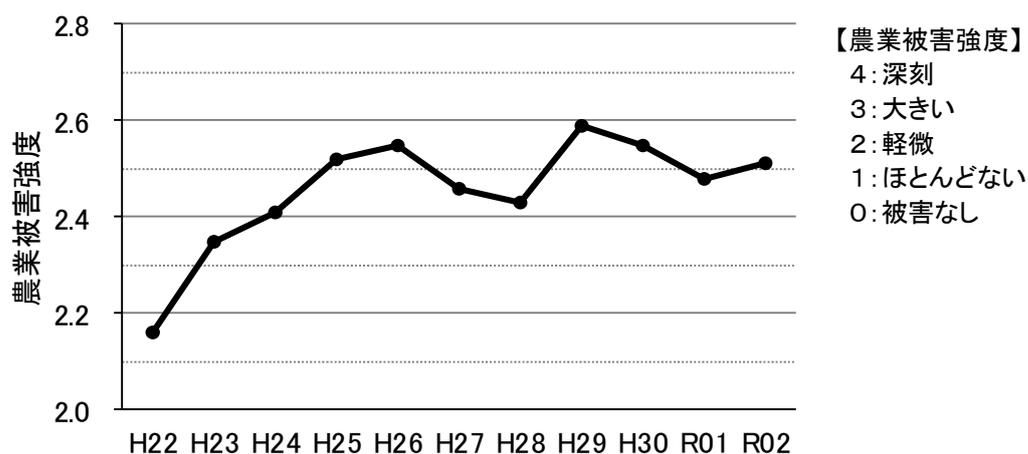


図7 シカによる農業被害強度(平均値)の推移  
(H22～R2 農業被害アンケート)

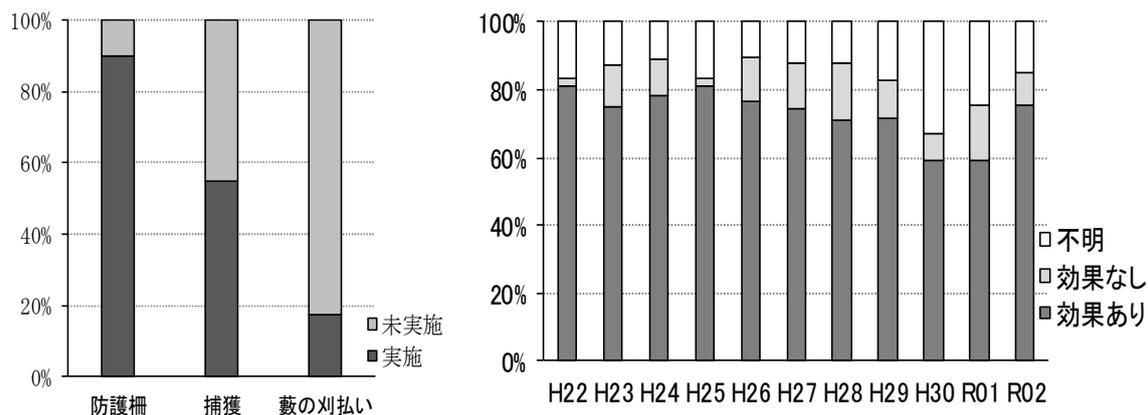


図8 被害防除対策の実施状況  
(H29～R2 農業被害アンケート)

図9 防護柵の設置効果  
(H22～R2 農業被害アンケート)

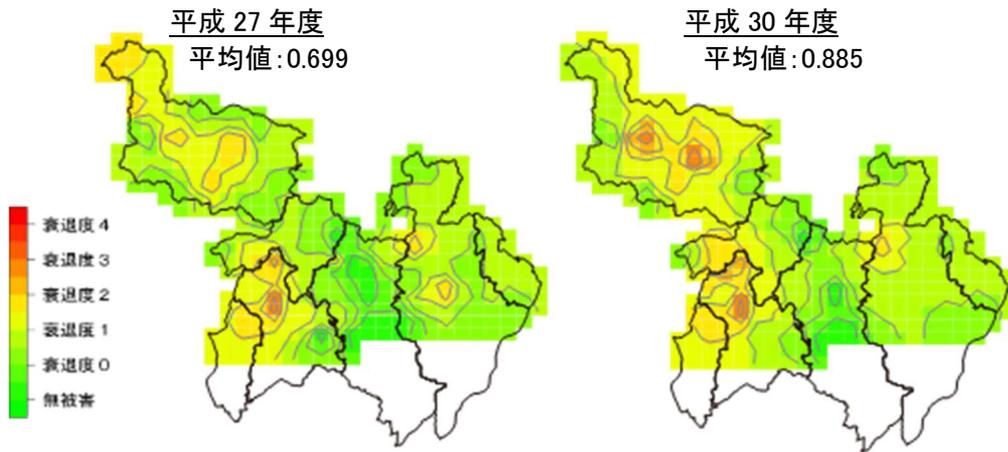


図 10 森林の下層植生衰退度の分布図

※無被害 :シカの食痕なし  
 衰退度0: 植被率 92.5%以上  
 衰退度1: 植被率 92.5%未満 43.5%以上  
 衰退度2: 植被率 43.5%未満 23.5%以上  
 衰退度3: 植被率 23.5%未満 11.5%以上  
 衰退度4: 植被率 11.5%未満

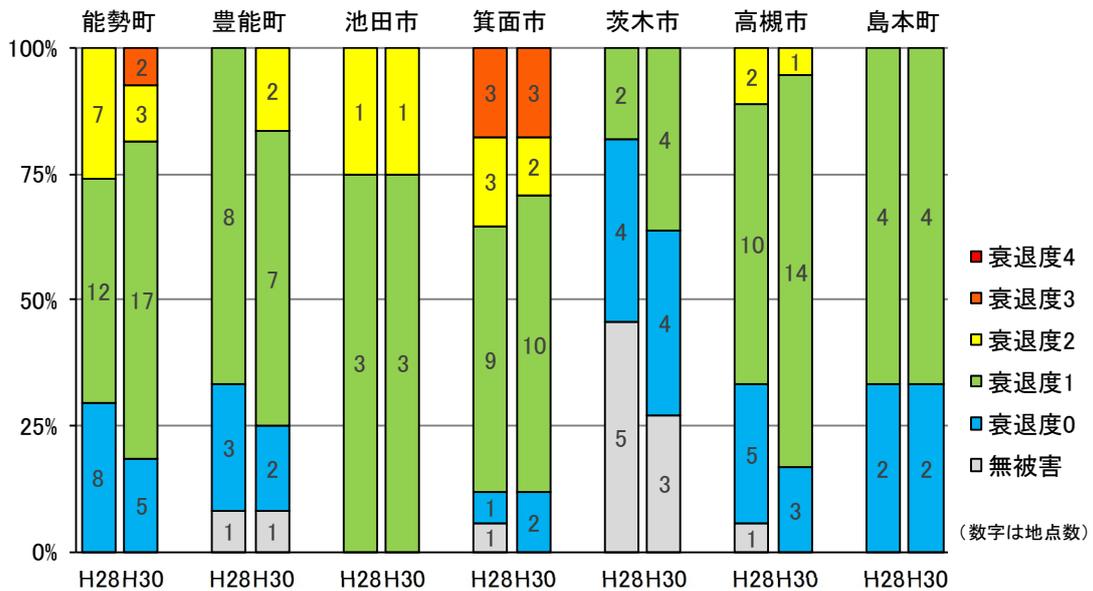


図 11 下層植生衰退度の推移

### 3) 環境管理

草地化した耕作放棄地や耕作地に近接した藪はシカの良い餌場や隠れ家等となるが、藪や草地の刈払い等の対策を実施している農家は少ない〔図8〕。適切な刈払い等の実施により、シカの隠れ家等となる環境をなくすとともに、シカが容易に農地や集落に近づけない環境を維持していく必要がある。

また、平成30年台風21号による風倒木被害により伐採跡地のような環境が大規模に発生しており、放置することによる草地の増加が見込まれるため、早期に風倒木被害地を復旧するとともに、復旧にあたっては、適切な防護柵の設置等により、シカに給餌環境を提供しないようにする必要がある。

## 6. 管理の目標

本計画においては、「農林業被害の軽減」、「森林の下層植生への被害の軽減」及び「生息分布域の拡大防止」について、以下の通り管理の目標を設定する。

### (1) 農林業被害の軽減

#### 1) 農業被害

防護柵の整備や捕獲等により農業被害対策を進めてきたが、農業被害面積は減少したものの農業被害金額の減少には至っておらず、前計画で掲げた『農業被害強度が「大きい」及び「深刻」である地域をなくす』との目標を短期間で達成することは困難であると考えられる。このことから、以下の通りに短期と長期に分けてそれぞれ目標を設定し、評価を行うこととする。

#### 【短期目標】(第5期計画期間(令和8年度まで))

農業被害金額を第4期計画期間から2割減少させることを目標とする。

※第5期計画期間の農業被害金額の平均が第4期計画期間(平成29年度～令和3年度)の農業被害金額より2割以上減少しているかで評価する。

#### 【長期目標】(第7期計画期間(令和18年度まで))

農業被害アンケートにおける農業被害強度が「大きい」又は「深刻」である地域をなくすことを目標とする。

※農業被害アンケートにおける農業被害強度の分布で評価する。

#### 2) 林業被害

近年は新たな造林地が少なく、シカの生息地での植栽に際しては一定の対策(防護柵やツリーシェルター(獣害防止筒)の設置等)がとられることから、現在、市町村等から林業被害の報告は受けていない。今後、風倒木被害地の復旧等により造林面積の増加が見込まれることから、短期、長期ともに、新規植栽地において、森林復旧に影響を与えるような林業被害を発生させないことを目標とする。

※市町村を通じて実施する森林被害調査の結果で評価する。

## (2) 森林の下層植生への被害の軽減

森林の下層植生への被害は、個体数管理により生息密度を低下させることで軽減が期待できる。しかしながら、植生被害が軽微な区域では、個体数の減少後数年で植生の回復が見込まれる一方で、被害が大きい区域では、個体数が減少したとしても植生の回復まで相当の期間が必要となる。このため、被害が大きい区域においては、個体数管理と併せて必要に応じて防護柵の整備等により植生の回復に努めることとし、以下の通りに目標を設定する。

### 【短期目標】(第5期計画期間(令和8年度まで))

下層植生の衰退度2の地域を衰退度1にすることを目標とする。

※下層植生衰退度調査の結果で評価する。

### 【長期目標】(第7期計画期間(令和18年度まで))

下層植生の衰退度を各調査地点において1ランク以上低下させ、衰退度3の地域をなくすことを目標とする。(例) 衰退度3→衰退度2

※下層植生衰退度調査の結果で評価する。

## (3) 生息分布域の拡大防止

中南部地域は、本来のシカの生息地ではないため、隣接府県から進入した個体の中南部地域(特に南河内・泉州地域)への定着を防止することを目標とする。

※モニタリング調査の実施等により状況を把握し、評価する。

## 7. 数の調整に関する事項

### (1) 個体数管理の施策の考え方

北部地域では、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提としながら、適切な捕獲の推進により、農林業被害や森林における下層植生への被害の軽減を目指して個体数管理を行う。

シカの本来の生息地ではない中南部地域では、目撃情報等のほか自動撮影カメラ等を活用したモニタリング調査により状況把握に努め、確認された個体を捕獲することにより、進入個体の地域への定着を防止する。また、中南部地域で捕獲された個体については、適宜、遺伝子検査を行い、外来種との交雑状況のモニタリングを行う。

なお、地域における捕獲等を推進するために、北部地域においては、狩猟者や有害捕獲従事者に対し、シカによる農業被害が大きい地域での積極的な捕獲を呼び掛けることとする。また、シカの本来の生息地ではない中南部地域においては、当該市町村のシカが生息しているという意識がほとんどないことから、府は市町村等に対して、シカが生息しているという意識付けを行うとともに、シカが確認された地点等の情報提供を行い、積極的な捕獲を呼び掛けることとする。また、財源確保のため、シカを鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画の対象鳥獣とすることや、国交付金事業等の活用を働きかけることとする。

### (2) 個体数管理の施策の目標

#### 1) 北部地域

#### 【短期目標】(第5期計画期間(令和8年度まで))

推定生息密度の平均値を10頭/km<sup>2</sup>以下にすることを目標とする。

#### 【長期目標】(第7期計画期間(令和18年度まで))

推定生息密度が10頭/km<sup>2</sup>以上の地域をなくすことを目標とする。

年間捕獲目標（計画捕獲頭数）については、シカの自然増加率を1.2と仮定し、令和8年度末の推定生息密度の平均値が10頭/km<sup>2</sup>（推定生息頭数4,500頭程度）以下となるよう設定する（表1）。ただし、捕獲目標はモニタリング調査を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。なお、目標の達成にあたっては、極端に生息密度が高い地域を減少させるように努めることとする。

表1 北部地域におけるシカの捕獲計画 (単位:頭)

計画期	第4期		第5期			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
年度当初の推定生息頭数(最大値)	※1 6,400	6,380	6,110	5,780	5,390	4,920
計画捕獲頭数	※2 1,400	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
年度末の推定生息頭数(最大値)	6,380	6,110	5,780	5,390	4,920	4,350

※1 令和3年度の生息頭数は、令和2年度末の糞塊除去法による推定値を入力。

※2 令和3年度の捕獲頭数欄には、第4期の捕獲目標(1,400頭)を記入しているが、第5期における計画捕獲頭数の算出には、第4期の捕獲実績を考慮し、第4期(平成29年度～令和2年度)の平均値(1,300頭)を用いた。

(参考)平成28年度 最大推定生息頭数:4,900頭

推定生息密度:7.3～15.7頭/km<sup>2</sup>(平均10.5頭/km<sup>2</sup>)

注)捕獲目標は、モニタリング調査を踏まえ、適宜見直しを行う。

## 2) 中南部地域

市町村のシカへの意識を高めるとともに、モニタリング調査により状況把握に努め、確認された個体を捕獲することにより、隣接府県から進入した個体の地域へ定着を防止することを目標とする。

〔個体数管理の考え方（生息密度と農業被害強度の関係）〕

農業被害対策のためには、適切な被害防除対策の実施が前提となるが、推定生息密度が10頭/km<sup>2</sup>以下の地域では、農業被害強度が「軽微」以下である地点がおよそ半数を占めていることから、推定生息密度を10頭/km<sup>2</sup>以下とすることが、農業被害強度を「軽微」以下に抑える場合の目安となる。

また、生息密度が10頭/km<sup>2</sup>以下であっても、深刻な農業被害が発生している地域があり、これらの地域では適切な被害防除対策を強化することにより、被害を軽減することができると考えられる。

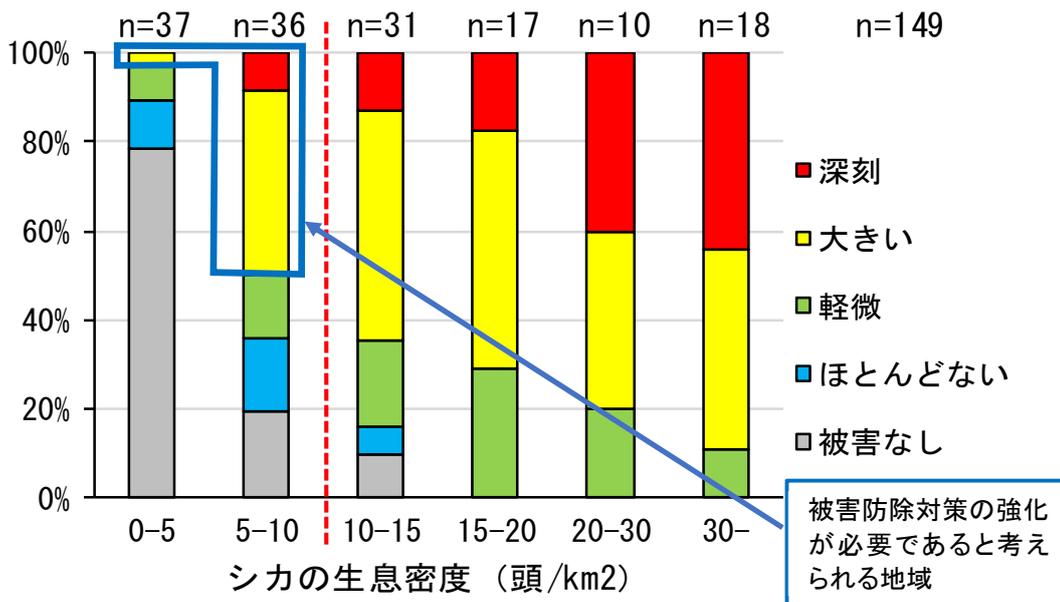


図12 生息密度と農業被害強度の関係(1) (平成29年度～令和2年度)

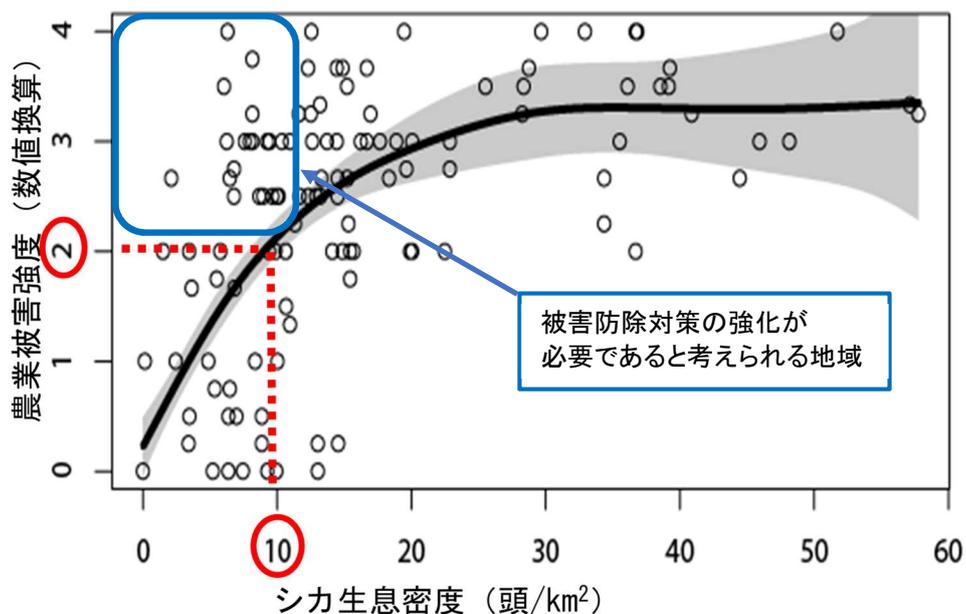


図13 生息密度と農業被害強度の関係(2) (平成29年度～令和2年度)

※農業被害強度 0:被害なし、1:ほとんどない、2:軽微、3:大きい、4:深刻

【個体数管理の考え方（生息密度と植生被害の関係）】

下層植生への被害は、主にシカの生息密度を低下させることにより軽減が期待できる。推定生息密度が 10 頭/km<sup>2</sup> 以下の地点では、下層植生衰退度が 3 の地点はほとんど見られないことから、推定生息密度を 10 頭/km<sup>2</sup> 以下とすることが衰退度 3 の地域をなくす場合の目安となる。

なお、生息密度が減少した場合でも、植生の回復までには一定の期間が必要となるため、生息密度が低い地域において植生被害衰退度が大きいままである場合がある。

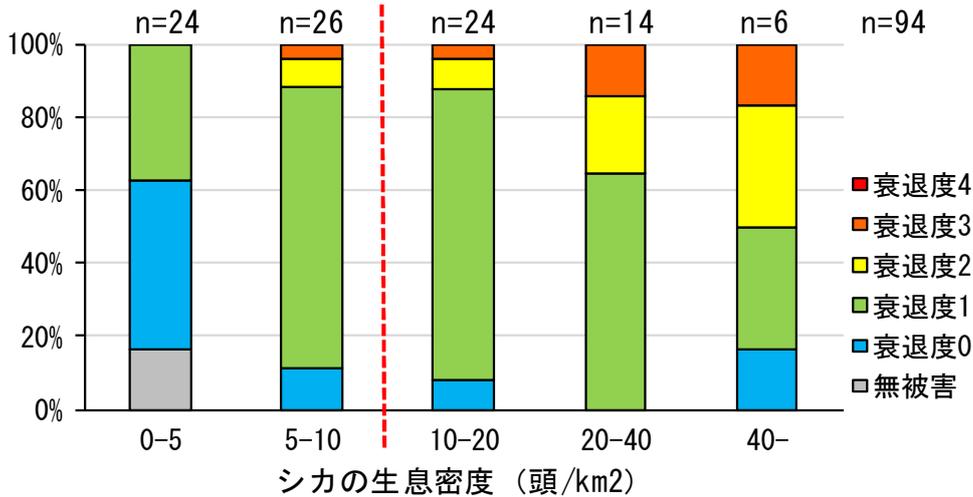


図 14 生息密度と下層植生衰退度の関係(1)

※各地点のデータは、下層植生衰退度は平成 30 年度の値、シカ生息密度は平成 26 年度から令和 2 年度の平均値

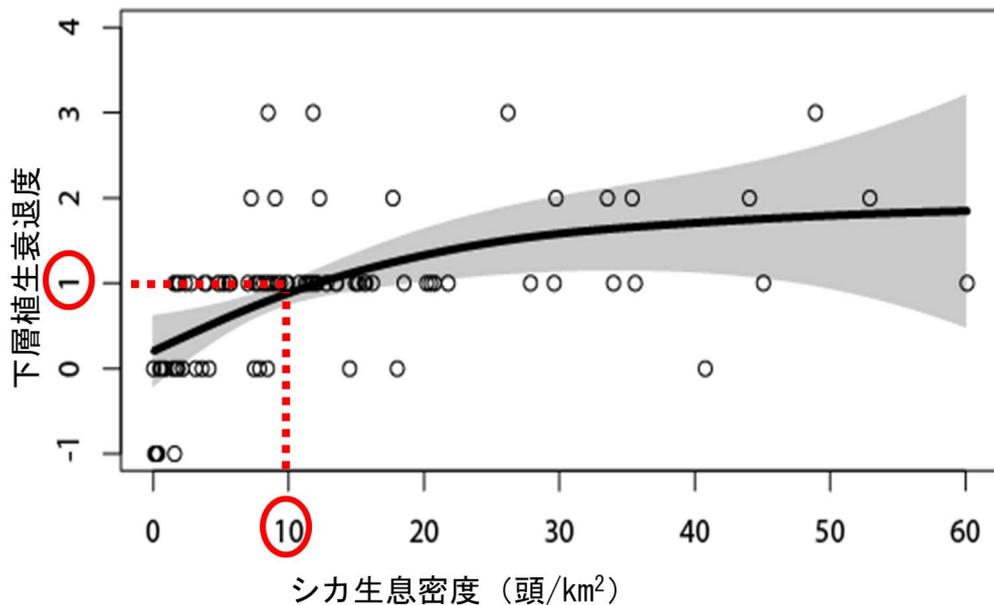


図 15 生息密度と下層植生衰退度の関係(2)

※下層植生衰退度-1 は「被害なし」

※各地点のデータは、下層植生衰退度は平成 30 年度の値、シカ生息密度は平成 26 年度から令和 2 年度の平均値

### (3) 個体数管理の施策の実施内容

#### 1) 狩猟による捕獲

狩猟期間については、シカを捕獲する場合に限り、通常11月15日から翌年2月15日までのところを1ヵ月延長し、翌年3月15日までとする措置を継続する。また、猟法については、直径12cm以内とされているくくりわなの制限を解除する措置を継続する。ただし、ツキノワグマの出没が確認された場合は、クマの誤捕獲防止の観点から原則として「大阪府ツキノワグマ出没対応方針」に従い、くくりわなの使用を控えるものとする。

また、メスの捕獲が個体数を減少させるために有効であることから、引き続きメスジカの捕獲を推進する。

中南部地域（特に南河内・泉州地域）においては、シカの定着を防止するため、目撃情報等があった地点を狩猟者等に周知することにより積極的な捕獲を促すとともに、適宜、捕獲個体の遺伝子検査を行い、外来種との交雑状況を把握する。

#### 2) 有害鳥獣捕獲の推進

国の交付金事業（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）を活用し、引き続き有害捕獲を推進する。被害防除対策が適切になされている地域では、加害個体を狙った捕獲により、効率的な捕獲を推進する。

中南部地域においては、市町村や農林業者のシカへの意識を高めるとともに、積極的な捕獲を推進するため、シカを鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画の対象鳥獣に指定し、国交付金事業を活用するよう働きかけることとする。

なお、捕獲個体やその残滓<sup>ざんじ</sup>については他の野生鳥獣の餌とならないよう、現場条件等により搬出が困難な場合を除き現地に放置しないことを原則とし、持ち出した個体等はジビエ利用又は焼却等により適切に処分することとする。

#### 3) 指定管理鳥獣捕獲等事業

府内においては、山野のほぼ全域で狩猟もしくは有害捕獲が実施され、捕獲が困難な空白地が存在しないことから、原則として、指定管理鳥獣捕獲等事業は実施しない。ただし、生息密度が極めて高い等の地域で、個体数調整のための市町村が実施する捕獲等事業に加え、さらに指定管理鳥獣捕獲等事業の実施が必要と認められる場合には、府又は国の機関による事業の実施を検討する。

#### 4) 捕獲の担い手確保・育成に関する施策

高齢化に伴う狩猟者の減少に対処するため、狩猟免許試験を、平日に受験が困難な若者や農繁期に受験が困難な農家などに配慮し、平日、休日、農閑期の年3～4回実施し、受験機会の拡大に努めてきた。こうした取り組みを継続することにより、狩猟免許の取得を促進する。

また、市町村においては鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置や狩猟免許未所持者によるわなの見回りなど、地域ぐるみの捕獲体制の整備を推進する。なお、捕獲体制の整備にあたっては、地域の飲食店等と連携した捕獲の取り組み事例を紹介し、捕獲物の地域資源としての活用を促す。

## 8. 環境管理に関する事項

草地化した耕作放棄地や山裾・河川沿いの藪は、シカの良好な隠れ家となり、繁殖を助けるだけでなく、シカを耕作地や集落へ導くものとなり、農業被害や人身事故の発生につながる。このため、耕作放棄地や山裾等の刈り払いを推奨し、シカが出没しにくい環境の整備にかかる地域ぐるみの活動について市町村等関係機関と連携し普及啓発に努めるものとする。

また、平成 30 年台風 21 号により、大阪府域では高槻市北部を中心に大規模な風倒木被害が発生している。こうした環境を放置すると草地化が進行し、シカの餌量を増やし、個体数の増加につながる可能性がある。このため、早期に風倒木被害地の復旧を行い、復旧に当たっては、植栽木や萌芽した新芽を守るため防護柵等を設置するとともに、下層植生がシカの餌とならないよう適切に管理を行う。

なお、広葉樹林等を含む全ての森林のうち、シカによる下層植生への被害が著しい区域や特に保全上重要な区域においては、個体数管理と併せて除間伐の実施や防護柵等の設置により埋土種子等の発芽を促すことにより、健全な森林更新に努めるものとする。

## 9. 被害防除対策に関する事項

### (1) 被害防除対策の施策の考え方

農地における被害防除対策の基本的な考え方として、正しい被害防除対策が行われていることが、個体数管理や環境管理を効果的に行うための前提となることから、地域の被害防除対策への意識を高め、地域が一体となった適切な対策を推進する。

林業被害については、現在報告されていないが、風倒木被害地の復旧が進んでいることから、今後、造林面積の増加が見込まれる。これに伴い林業被害が発生する可能性があることから、防護柵やツリーシェルター等による適切な被害対策を推進する。

また、森林における被害対策は個体数管理が中心となるが、広葉樹林等を含む全ての森林のうち、シカによる下層植生への被害が著しい区域や特に保全上重要な区域においては、埋土種子を含めた郷土種の保全のために、必要に応じて、一定エリアを防護柵で囲うなどの対策を講じる。

### (2) 被害防除対策の施策の目標

農地においては、適切な防護柵の設置のほか保守も含めた体制を地域で構築し、維持することによって十分な防除効果が得られる。このため、地域における防除意識を高めることにより、農業被害アンケートにおいて、「防護柵の効果がない」の回答がなくなるようにすることを目標とする。

森林においては、森林復旧に影響を与えるような林業被害を発生させないことや、植生被害の早期回復を目的として、新規植栽地等における効果的な防護柵やツリーシェルターの設置等を推進するとともに、適切な除間伐の実施等により森林生態系を保全することを目標とする。

### (3) 被害防除対策の施策の方法

農地においては、隙間の開いた金網柵や通電していない電気柵を放置するなど適切な設置・維持管理がなされていない箇所が散見され、防護柵設置の効果が十分に発揮されていないケースも見られることから、設置に当たっては、効果的な防護柵の設置及び維持管理の方法や収穫残渣等の撤去などの正しい被害防除技術や知識の普及啓発を行う。また、鳥獣被害対策の専門家の協力を得ながら、関係機関と連携して研修会等を実施することにより、被害対策に関して地域の核となる指導者の育成を推進する。なお、普及啓発等に当たっては、国の被害対策資料等を活用する。

森林においては、新規植栽地における防護柵やツリーシェルター等の適切かつ効果的な設置方法等の普及啓発を行う。また、広葉樹林等を含む全ての森林のうち、下層植生への被害が著しい区域や特に保全上重要な区域においては、必要に応じて、埋土種子等による植生回復を促進するための防護柵の設置等を行う。なお、実施に当たっては、大阪府森林整備指針との整合を図るとともに、モニタリング調査等を継続実施している（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所や環境保全団体等の知見のほか、大阪府広葉樹林化技術マニュアル等を活用する。

## 10. モニタリング等の調査研究

以下の項目について、モニタリング調査を実施する。モニタリング調査結果は、大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会における管理計画の進捗状況等の検討及び評価に活用する〔表2〕。

### 【生息状況】

糞塊除去法により生息密度の推定を行う。また、出猟カレンダーによる捕獲効率・目撃効率、自動撮影カメラ、狩猟や許可捕獲における捕獲報告による捕獲頭数等により出没情報や生息動向を把握する。中南部地域で捕獲された個体については、適宜、遺伝子検査を行い、外来種との交雑状況を把握する。

### 【被害状況】

市町村からの被害状況報告により農林業への被害金額や被害面積の情報を収集するとともに、農家への農業被害アンケートにより、農業被害強度を把握する。  
また、森林の下層植生への被害状況を把握するため、下層植生衰退度調査を行う。

### 【被害対策の取組状況】

狩猟や許可捕獲における捕獲報告による捕獲頭数等により捕獲活動の取組状況を把握する。また、各事業実績報告等による防護柵等の設置状況、農業被害アンケートによる防護柵等の被害対策の効果等により、被害防除対策の取組状況を把握する。

表2 モニタリング項目

目的	指標	調査方法
生息状況調査	1) 推定生息密度 2) 捕獲効率、目撃効率 3) 出没情報、生息動向 4) 捕獲頭数・場所・時期等 5) 外来種との交雑状況	1) 糞塊除去法、 2) 出猟カレンダー 3) 自動撮影カメラ 4) 狩猟や許可捕獲における捕獲報告 5) 遺伝子検査
被害状況調査	(農林業被害) 1) 被害強度 2) 被害金額、被害面積  (生態系への影響) 1) 森林の下層植生衰退度	(農林業被害) 1) 農業被害アンケート 2) 市町村からの被害状況報告  (生態系への影響) 1) 下層植生衰退度調査
被害対策の取組状況調査	(捕獲活動) 1) 捕獲頭数・場所・時期等  (被害防除対策) 1) 防護柵等の設置状況 2) 防護柵等の被害対策の効果	(捕獲活動) 1) 狩猟や許可捕獲における捕獲報告  (被害防除対策) 1) 各種事業の実績報告等 2) 農業被害アンケート

## 1 1. その他管理のために必要な事項

### (1) 特定計画の実施体制

シカ・イノシシ保護管理検討会を設置し、管理計画の内容、管理目標、実行方法進捗状況等について検討及び評価を行い、必要に応じて、管理計画の見直しを行う。

また、広域連絡調整を推進するため、京都府、大阪府及び兵庫県内の13市町等により設置している南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会などの活動を支援するとともに、新たな広域連携協議会の設置を支援する。

中南部のシカの生息状況等については、関西広域連合行政会議や近畿府県鳥獣行政協議会等を活用し、情報共有に努める。

外来交雑シカについては、和歌山県沖ノ島（友ヶ島）において対策を実施している和歌山県が主催する関係行政機関会議に参加し、情報共有に努める。

### (2) 感染症対策及び安全の実施

#### 1) 豚熱等に関する防疫措置の実施

シカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、シカの捕獲であっても、野生イノシシへの接触、ウイルスに汚染された血液、泥の付着等により豚熱（CSF）ウイルスを拡散させるリスクがある。このため、衣服や猟具、車両等に付着したウイルスを非意図的に持ち出し、感染を拡大させることがないように、捕獲従事者及び狩猟者の防疫措置の実施を徹底するよう普及啓発を行う。

さらにハイカーや各種関係団体等に対しても、下山の際には、靴等に付着した泥を洗い流すなどの豚熱ウイルスの拡散防止への協力を呼び掛ける。

#### 2) 動物由来感染症への注意喚起

シカが関係する動物由来感染症のうち、捕獲作業等によるシカとの接触で注意すべき感染症として、日本紅斑熱やSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒介感染症やE型肝炎等がある。

日本紅斑熱の令和2年度の全国患者報告数は過去最多の420人が報告されており、府内においても、11人の報告がされている。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所では、府内で捕獲されたアライグマについて、日本紅斑熱に対する抗体の保有率を調べており、近年は抗体保有率が上昇傾向にある。

SFTSは、現在のところ府内での感染の報告はないが、西日本を中心に感染が確認されており、隣接府県でもSFTSウイルスを保有するマダニが検出されていることから、府内においてもSFTSウイルスを保有したマダニが生息している可能性は十分にあり、注意が必要である。

近年のシカやイノシシの増加により、マダニとの接触機会が増加しており、ダニ媒介感染症への感染リスクは高まっているため、隣接府県を含めた発生動向の情報収集に努めるとともに、捕獲従事者や狩猟者のほか農林業者やハイカー、各種関係団体等への注意喚起を行う。

また、E型肝炎は加熱していないシカの生肉を食することにより感染することから、食用利用にあたっては、加熱処理を徹底するように周知する。

#### 3) 安全対策に関する配慮

捕獲活動における滑落・転倒や銃器による事故の防止の啓発を行う。

また、止めさし時における反撃事故の防止の啓発を行う。

### (3)資源としての利用の検討

地域の特産としてシカ肉を食肉やペットフードとして販売する等、捕獲個体の資源としての有効利用を推進するため、地域の飲食店等と連携した捕獲の取組み事例等の先行事例や近隣府県の既存処理加工施設等の情報を収集するとともに、関心を持つ市町村へ情報提供を行う。

なお、捕獲者がシカを処理し販売する場合には、食肉販売業や食肉処理業の許可や食品衛生責任者の資格が必要となるため、国のマニュアル等を活用した普及啓発等に努める。

また、有害捕獲等で捕獲した個体の食肉利用率について、市町村の協力を得ながら把握に努める。

### (4)他計画との連携

計画の実施にあたっては、大阪府生物多様性地域戦略や大阪府森林整備指針との整合を図るものとする。

また、平成 27 年 9 月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs)」の観点を踏まえ、計画を実施するものとする。

